

答申第 261 号

情公第 1836 号

令和 8 年 8 月 27 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 12 月 10 日付けで諮問された内部通報に関連する文書一部不開示の件（諮問第 277 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和7年8月26日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のうち、別表2の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和7年8月8日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる情報について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年8月26日付けで保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年10月30日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：総務局総務室）の説明要旨

一部不開示とした理由は次のとおりである。

法第78条第1項第2号及び第7号へに基づき、個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準を踏まえ、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する部分と、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある部分を不開示とした。

なお、審査請求人が他の機関から取得した文書は承知していないが、本件請求に該当する文書を精査した結果、一部不開示としたものであり、当該文書以外に請求内容に該当するものはない。

5 審査会の判断理由

(1) 保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が特定した保有 개인정보が、自身が他の機関から取得した同一連の文書と異なるとして、保有個人情報の特定の妥当性を争っている。

しかし、審査請求人からは、自身が取得したという文書の内容及びそれとの相違点について何ら具体的な主張が行われておらず、当審査会ではその可否を判断することができない。

(2) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件請求に対して特定した保有個人情報のうち、「事故報告について（R6-24）決裁文書」と題する書面（以下「本件起案文書」という。）に含まれる情報の一部（以下「本件不開示情報」という。）について、開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）、人事管理情報（同項第7号へ）又はこれらの双方に該当することを理由に不開示としているため、以下各号該当性について検討する。

ア 法第78条第1項第2号該当性について

(ア) 法第78条第1項第2号本文該当性について

本件起案文書は、実施機関で発生した保有個人情報の漏えい事故（以下「本件事故」という。）に関し、本件事故の顛末がまとめられた報告書一式であって、審査請求人以外の者の氏名とともに、当該者の言動や認識等の内容が記載されているため、本件不開示情報は一体として法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

(イ) 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

上記(ア)のとおり、本件不開示情報は法第78条第1項第2号本文に該当すると認められるが、同号ただし書イからハまでに該当すれば例外的に開示対象となることが定められている。

この点、当審査会が確認したところ、本件不開示情報は同号ただし書イ及びロに該当するとは認められない。

次に、本件不開示情報には公務員の行為に関する情報が記載されて

いると認められるから、同号ただし書ハ該当性について検討すると、当該規定の定める「職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が（略）地方公共団体（略）の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する」とされている（個人情報保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準）。そのため、人事管理上保有する職員の身分取扱いに関する情報は、職務の遂行に係る情報には含まれないと解される。

これを前提に検討すると、事故報告書という本件起案文書の性質上、報告書に記載された公務員の行為に関する情報は、本件事故に関わった公務員の職員考査に関わる情報としての性質を帯びており、人事管理上保有する職員の身分取扱いに関する情報に該当するといえるから、公務員の職務の遂行に係る情報には該当しないものと認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、法第78条第1項第2号ただし書イからハまでに規定する例外的な開示情報のいずれにも該当しないと認められる。

(ウ) 法第79条の部分開示の可否について

法第79条は部分開示の義務について定めているため、本件不開示情報について、法第79条に基づく部分開示の可否について検討する。

この点、本件不開示情報のうち、個人の氏名、性別、生年月日、職員番号、役職、担当事務その他特定の個人を推認させる情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから部分開示の余地はない。

その余の本件不開示情報のうち、別表2の「開示すべき情報」欄に掲げる情報は、本件事故の発生所属における再発防止策に関する情報であるから、これを開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるため、部分開示すべきである。

一方、その余の本件不開示情報から別表2の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を除いた情報は、本件事故に関わった職員の言動や認識等の内容及び、特定所属の管理監督者間のみで共有されている内部人事情報であると認められる。そのため、これが開示されることで、開

示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認め難いため、部分開示を行わなかったことは妥当である。

(エ) 小括

以上のことから、別表２の「開示すべき情報」欄に掲げる情報は法第78条第1項第2号本文に規定する情報に該当しないが、その余の情報はこれに該当する。

イ 法第78条第1項第7号へ該当性について

実施機関は、本件不開示情報の一部について、法第78条第1項第7号へに該当することを理由に不開示としているが、当該不開示情報は、上記(2)アで述べたとおり、同項第2号本文に該当する。

そのため、当該不開示情報については、同項第7号該当性を判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 結論

実施機関は、別表２の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

保有個人情報の全部又は一部の不開示決定を行う際は、行政手続法第8条に則り理由提示義務が生じるが、その趣旨は、開示請求者に審査請求等の便宜を与えることにありと解されるため、決定における不開示部分及び不開示理由の示し方については、具体的な不開示箇所を明示したうえで、当該箇所に対応した不開示理由を記載すべきである。

この点、本件請求に係る保有個人情報一部開示決定通知書の「開示しない部分」欄には、「上記保有個人情報のうち、1 開示請求者以外の個人に関する情報 2 人事管理情報に該当する情報」と記載されるにとどまり、具体的な不開示箇所が記載されていないため、開示された保有個人情報の写しと照らし合わせたとしても、不開示箇所のうちのいずれの箇所が「1」又は「2」

に該当するのか判然としない内容となっていた。

そのため、今後実施機関が不開示決定を行うにあたっては、具体的な不開示箇所を明示したうえで対応する不開示理由を記載するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

開示請求に係る保有個人情報の内容
1) 別添令和 6 年 9 月 18 日付け神奈川県知事通知に関するもの一式 特に、私が別添通知に係る内部通報に際し、私が資料提出したものの（別記様式（第 6 条関係）、及び添付資料）が明確になるもの。 別添通知に記載される「通報者が相談及び通報した複数の窓口」が明確になること。 私が相談（及び通報）した内容が明確になるもの。 2) 別添令和 6 年 9 月 20 日付け神奈川県知事通知に関するもの一式 特に、私が別添通知に係る内部通報に際し、私が資料提出したものの（別記様式（第 6 条関係）、及び添付資料）が明確になるもの。 3) 別添令和 6 年 8 月 2 日付け総総第 1958 号に関するもの一式 特に、文書中に記載されている「厚木土木事務所から事故報告があり」の部分の経緯が明確になるもの。 また一連の処理完結が明確になるもの 内容 2)、3) については、発出にあたり、神奈川県行政文書管理規程の適合判断の経緯が分かるもの含める。 特に、同規程第 21 条、同 23 条、同 41 条

別表 2

対象保有個人情報	開示すべき情報
事故報告について（R6-24）決裁文書	①令和 6 年 6 月 26 日付け「事故の発生について（報告）」4 ページ目の「（実施済みの対応策）」欄の開示情報 ②令和 6 年 5 月 10 日付け「保有個人情報等に係る漏えい等報告書」5 ページ目の「（8）再発防止のための措置」欄の開示情報

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 12 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 4 月 8 日	○ 法第 106 条第 2 項の規定により読み替えた行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 76 条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和 8 年 7 月 14 日	○ 法第 106 条第 2 項の規定により読み替えた行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 76 条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和 8 年 7 月 23 日 (第 369 回審査会)	○ 審議
令和 8 年 8 月 21 日 (第 370 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 寫 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 8 月 27 日現在）（五十音順）